

事業譲渡契約書

医療法人社団御上会野洲病院（以下「野洲病院」という。）と野洲市（以下「市」という。）は、野洲病院が提供する医療機能を市に引き継ぐため、次のとおり事業譲渡契約（以下「本契約」という。）を締結する。本契約における野洲病院には、譲渡日までの法人のみならず、解散日以降の清算法人も含むものとする。

（事業譲渡）

第1条 野洲病院は、市に対し、野洲病院が営む病院事業、訪問看護事業、居宅介護事業及び訪問リハビリテーション事業（以下これらを合わせて「本事業」という。）を譲渡し、市は、これを譲り受ける（以下この事業の譲渡を「本事業譲渡」という。）。

（譲渡日）

第2条 本事業譲渡は、2019年6月30日（以下「譲渡日」という。）に行う。

（譲渡財産等）

第3条 本契約の対象となる財産（以下「譲渡財産」という。）の範囲は、別紙承継対象資産・負債のほか次に掲げるものとする。簿外債務及び偶発債務については、譲渡財産に含まれないものとする。

(1) 権利義務 野洲病院が許可を受けている病床数、カルテなどの患者情報、第8条に定める本事業に関する契約

(2) 医療債務

ア 野洲病院における医療過誤に関する紛争で未解決のもの。ただし、市が損害保険ジャパン日本興亜株式会社と契約する保険で対応できることを前提とし、かかる前提が欠けた場合には、医療債務は一切引き継がない。また、本契約締結日までに顕在化している紛争（本契約締結日までに紛争の事実があるもの及び紛争のおそれがあるものとして野洲病院が認識しているものを指す。以下「顕在化している紛争」という。）については、当該医療過誤に関する紛争の債権者の同意を得たものに限る。

イ 野洲病院における医療行為であって、譲渡日後に発覚した医療過誤についても、本契約の医療債務とみなす。

(3) 野洲病院の残余財産（現金および預金に限る。）は市が引き継ぐものとする。野洲病院は、市が適正金額を引き継げるよう、手続等を行うものとする。

（譲渡対価）

第4条 本事業譲渡の対価は無償とする。

（滋賀銀行に対する債務）

第5条 野洲病院が株式会社滋賀銀行に対して負う債務については、譲渡財産に含まれておらず、本契約の対象としないことを確認する。

(協力義務)

第6条 野洲病院は、自らが許可を受けている病床数を、市が取得するために、野洲病院において必要な手続（廃院手続等）を行うものとする。

(医療債務)

第7条 野洲病院は、医療過誤に関する紛争で、未解決かつ顕在化している紛争については、本契約の締結日までにその詳細情報について書面にて市に通知するものとする。

2 前項の通知の対象となる紛争については、前項の通知がされたものに限り、本契約の対象とする。

(契約等)

第8条 野洲病院は、本事業譲渡に伴い、譲渡日をもって、市に対し、譲渡日現在において野洲病院が当事者となっている本事業に関する契約（以下「本承継契約」という。）の契約上の地位及びこれに基づく権利義務を移転し、市はこれを承継する。ただし、市が本承継契約の相手方又はその他の第三者との間で、本承継契約が規定する内容に関して新たな契約を締結する場合には、この限りではない。

2 市による本承継契約の地位の承継について、野洲病院は市および本承継契約の相手方とともに協議し、市が譲渡日の翌日から、本事業を滞りなく行えるよう配慮しなければならない。

(職員の取扱い)

第9条 野洲病院の職員は、本契約の対象としないものとする。

2 野洲病院は、野洲病院の職員を、譲渡日をもって退職させるものとする。

3 野洲病院の職員が、野洲病院に対して有する退職金（前項の規定により退職することによって生じた退職金を含む。）その他一切の労働債権については、譲渡財産には含まれず、本契約の対象としないことを確認する。

(本事業譲渡前の遵守事項)

第10条 本契約締結日から譲渡日まで、野洲病院は、次の事項に留意して本事業を行うものとする。

善良な管理者の注意をもって業務を執行し、譲渡財産を管理するものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為をするときは、事前に市の同意を得なければならない。

(表明保証)

第11条 野洲病院は、市に対し、本契約締結日及び譲渡日において、譲渡財産がいずれも野洲病院のみに帰属し、野洲病院のみが譲渡財産に関する一切の処分権を有し、第三者による利用権、担保権その他の権利の設定、差押え・仮差押えその他譲渡日以降の市の所有権に損害を及ぼし又は及ぼすおそれのある法的負担がないことを表明し、保証する。

2 野洲病院は、市に対し、本契約締結日において、別紙承継対象資産・負債の記載の事実が、別紙承継対象資産の金額等の内容の確定日において、確定後の別紙承継対象資産の記載の事実が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

(補償)

第12条 野洲病院が本契約に基づく義務又は前条に定める表明及び保証に違反してこれにより市が損



害、損失又は費用等（以下「損害等」という。）を被った場合、野洲病院は、市に対し、その損害等を補償する。

（解除）

第 13 条 野洲病院及び市は、本事業譲渡の実行までに、相手方に次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたときは、本事業譲渡の実行までの間に限り、本契約を解除することができる。

- (1) 相手方が本契約中に行った表明及び保証が重要な点において真実かつ正確でなかったことが判明し、本契約を維持することが困難になったとき。
- (2) 野洲病院が本契約に規定された義務のいずれかに違反した場合において、市が書面にて是正を求める催告を行ったにもかかわらず、野洲病院においてその違反が是正される見込みがないとき。

（譲渡禁止）

第 14 条 本契約において別段の定めがある場合を除き、野洲病院は、本契約上の権利又は本契約上の地位の全部若しくは一部を、市の書面による事前の同意なしに第三者に譲渡、移転、担保権の設定その他の方法により処分してはならない。

（追加の借入れ）

第 15 条 野洲病院は、市に対して、野洲病院が本契約締結日の 1 か月前から本契約締結日まで、借入れを行わなかったことを表明し、保証する。

2 野洲病院は、本契約締結日から譲渡日まで、借入れを行ってはならない。

（譲渡日後の清算手続等）

第 16 条 譲渡日後に、野洲病院で必要な清算業務等については以下のとおりである。

- (1) 清算業務は、野洲病院が責任を持って実施することを基本とする。ただし、円滑な事業譲渡に必要な業務については、双方の協議により行うものとする。
- (2) 清算業務について、市は一切の費用を負担しない。ただし、前号の協議により市の負担とした費用を除く。また、清算手続の中で判明した債務についても市は一切負担しない。ただし、市は野洲病院に対する野洲市地域医療振興資金貸付条例（平成 16 年野洲市条例第 132 号）に基づいて貸し付けた地域医療振興資金（2019 年 6 月 30 日現在、225,561,000 円の見込み）については、野洲病院での清算終了時に債権放棄する予定である。

（公租公課の負担）

第 17 条 譲渡財産に係る公租公課は、野洲病院が負担する。

（専属的合意管轄）

第 18 条 野洲病院及び市は、本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続を含む。）について、大津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（誠実協議）

第 19 条 本契約に定めのない事項及び本契約の各条項の解釈に疑義が生じたときは、本契約の趣旨、

法令及び慣習に従い、誠意をもって野洲病院及び市が協議の上、解決を図るものとする。

本契約締結の証として、本書を2通作成し、野洲病院及び市それぞれ記名・押印の上、各自1通を保有する。

2019年 5月29日

譲渡者 滋賀県野洲市小篠原 1094 番地
医療法人社団御上会野洲病院
理事長 渡邊 信介

譲受者 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1
野洲市長 山仲 善彰



(別紙) 承継対象資産の一覧

以下記載する承継対象資産の金額は、2019年3月末日時点のものであり、譲渡日時点の金額については、備考に記載のとおりである。野洲病院は、市に対し、2019年10月1日までに、譲渡日時点の野洲病院の資産・負債について情報を提供し、野洲病院及び市は、承継対象資産の金額等の内容を確定する。

金額は、御上会野洲病院（第51期）決算報告書

| (資産の部) | | |
|----------|-----------------|----|
| 流動資産 | | |
| 材料費 | 29,775,906 円 | ※1 |
| 固定資産 | | |
| (有形固定資産) | | |
| 建物 | 757,857,444 円 | ※2 |
| 建物付属設備 | 31,654,171 円 | ※2 |
| 構築物 | 1,372,973 円 | ※2 |
| 工具器具備品 | 101,371,697 円 | ※2 |
| 一括償却資産 | 123,468 円 | ※2 |
| 土地 | 118,021,170 円 | ※3 |
| (無形固定資産) | | |
| 電話加入権 | 905,622 円 | |
| ソフトウェア | 36,084,899 円 | ※2 |
| 資産合計 | 1,077,167,350 円 | |

備考

- ※1 2019年6月30日時点に野洲病院内に保管されている医薬品及び診療材料のすべてを対象とする。
- ※2 2019年6月30日に終了する事業年度の税務申告書に添付した「資産別固定資産減価償却資産内訳表（2019年年6月30日）」に記載のある資産を内訳とする。
 なお、「資産別固定資産減価償却資産内訳表（2019年6月30日）」に計上されていない資産であっても、市が病院事業に必要であると判断した資産は、承継資産に含めることができる。
- ※3 2019年6月30日に譲渡が行えるための根抵当権の設定解除手続を野洲病院が実施する。
 なお、対象の土地は以下のとおりである。

| 住所 | 用途 | 面積 | 金額 |
|---------------|-----|-----------------------|---------------|
| 野洲市小篠原 1101-3 | 駐車場 | 280.00 m ² | 7,960,000 円 |
| 野洲市小篠原 1102-3 | 駐車場 | 28.12 m ² | 1,485,500 円 |
| 野洲市小篠原 1098-3 | 駐車場 | 20.80 m ² | 620,900 円 |
| 野洲市小篠原 1095-6 | 駐車場 | 39.00 m ² | 1,496,600 円 |
| 野洲市小篠原 1095-5 | 駐車場 | 42.00 m ² | 10,236,600 円 |
| 野洲市小篠原 1098-2 | 宅地 | 242.17 m ² | 96,221,570 円 |
| 合計 | | | 118,021,170 円 |



